

議案第 85 号

米原市長の給与の特例に関する条例の制定について

米原市長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

市長の給料月額を減額するため、この案を提出するものである。

米原市長の給与の特例に関する条例

市長の平成30年1月1日から平成33年3月5日までの間における給料月額は、米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）第2条第2項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその100分の30に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同号に規定する額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（米原市長等の給与の特例に関する条例の廃止）

2 米原市長等の給与の特例に関する条例（平成25年米原市条例第13号）は、廃止する。